

特定生産緑地（鎌倉市）の指定

令和 4 年（2022 年）3 月 25 日

鎌倉市長 松尾 崇



生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第 4 項の規定に基づき、次のように公示する。

番号	位置	特定生産緑地の面積	指定期限日
特-8	鎌倉市関谷字下坪	約 500 m ²	令和 14 年 11 月 13 日
特-35	鎌倉市岩瀬字上耕地	約 750 m ²	
特-44	鎌倉市今泉三丁目	約 1,150 m ²	
特-70	鎌倉市手広四丁目	約 1,420 m ²	
特-77	鎌倉市手広三丁目	約 880 m ²	
特-78	鎌倉市手広三丁目	約 430 m ²	
特-82	鎌倉市手広三丁目	約 980 m ²	
特-85	鎌倉市手広四丁目	約 1,340 m ²	
特-90	鎌倉市鎌倉山三丁目	約 1,140 m ²	
特-91	鎌倉市鎌倉山四丁目	約 3,040 m ²	
特-93	鎌倉市鎌倉山四丁目	約 1,520 m ²	
特-94	鎌倉市笛田二丁目	約 660 m ²	
特-98	鎌倉市笛田四丁目	約 560 m ²	
特-120	鎌倉市山崎字前田	約 670 m ²	
特-123	鎌倉市山崎字富士塚	約 1,050 m ²	
特-126	鎌倉市寺分二丁目	約 1,260 m ²	
特-127	鎌倉市寺分二丁目	約 910 m ²	

「区域は指定図表示のとおり」